



東京都の食品衛生の 取組について

東京都福祉保健局 健康安全部
食 品 監 視 課

行政計画（食品安全関係）

- 東京都食品安全推進計画（H27～32年）
 - － 根拠：東京都食品安全条例
 - － 特色：食品の安全確保施策を総合的・計画的に推進するため策定

→ http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/jourei/keikaku_3.html
- 東京都食品衛生監視指導計画（単年度）
 - － 根拠：食品衛生法
 - － 特色：国の指針を基に、地域性を加味して策定

→ http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/kansi/h27_keikaku.html



東京都食品安全推進計画とは

東京都 食品安全 推進計画

平成27年度 ▶ 平成32年度



- 東京都食品安全条例第7条に基づき策定される計画
- 食品の安全確保施策を総合的・計画的に推進
- 計画の期間は**6年間(中期計画)**(平成27年度～平成32年度)

なお、**各年度**には、食品安全推進計画の内容を踏まえ、**食品衛生監視指導計画**を策定

食品安全推進計画の主な施策（★：重点施策）

施策の柱1

国際基準等を見据えた事業者による安全確保の推進

- ★ 東京都エコ農産物認証制度の推進
- ★ 国際規格と整合させた食品衛生自主管理認証制度の推進
- ★ 国際基準であるHACCP導入支援



施策の柱2

情報収集や調査、監視指導等に基づく安全対策の推進

- ★ 食品安全情報評価委員会による分析・評価
- ★ 輸入食品対策
- ★ 「健康食品」対策
- ★ 法令・条例に基づく適正表示の指導
- ★ 食品安全に関する健康危機管理体制の整備



施策の柱3

世界への情報発信、関係者による相互理解と協力の推進

- ★ 食品中の放射性物質モニタリング検査結果等、食品安全情報の世界への発信
- ★ 食品の安全に関するリスクコミュニケーションの推進
- ★ 総合的な食物アレルギー対策の推進



施策の基盤

安全を確保する施策の基盤づくり

- ・ 食品安全に関する基礎研究の推進
- ・ 食品安全に係わる人材の計画的な育成



輸 入 食 品 対 策

輸入食品に対する監視指導や検査を充実するとともに、輸入事業者による自主管理の取組を支援し、輸入食品の安全確保を図ります。



【輸入食品の収去】

○ 専門監視班による監視

輸入食品監視班が、輸入事業者に対し、輸入届出書などの帳票類の管理や食品の保管状況等について、重点的に監視指導を行います。

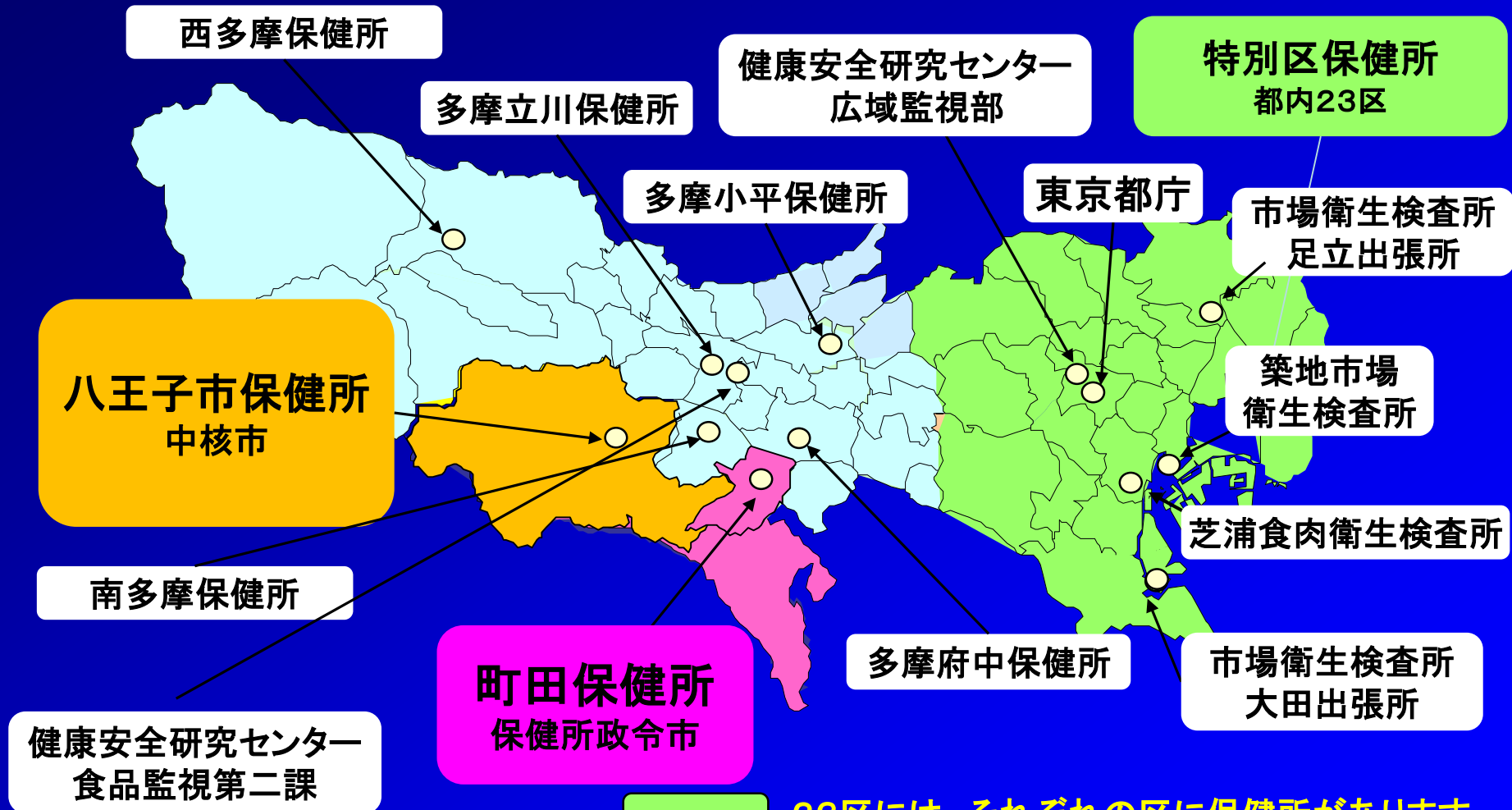
○ 輸入食品の検査

輸出国における生産、製造、加工状況や検疫所における違反事例の情報などに基づき適切な検査項目を設定し、残留農薬、食品添加物、カビ毒、遺伝子組換え食品、動物用医薬品などの検査を効果的に実施して、輸入食品の安全確保を図ります

○ 検査法の開発

海外で使用されている農薬、食品添加物等の中には日本では検査法が確立されていないものもあるため、それらの検査法を開発し、輸入食品の検査体制を充実します。

東京都の食品衛生監視指導体制



：23区には、それぞれの区に保健所があります。
また、島しょ地域にも、4出張所、2支所があり、
食品衛生業務を行っています。

各事業所の役割

地域監視担当

保健所

飲食店・スーパー
小規模製造業

消費者

広域監視担当

健康安全研究センター

卸売施設
・製造施設

食品倉庫

流通拠点監視担当

市場衛生検査所

卸売市場

芝浦食肉衛生検査所



食品製造施設の監視



健康安全研究センターの検査業務



違反食品に対する措置 ①



違反食品に対する措置 ②



違反食品に対する措置 ③



新たな課題



Aフーズ 冷凍食品農薬混入問題の経緯

日 時	概 要
2013年 11月13日	臭気に関して初の苦情が寄せられる。(石油臭)
11月15日 ～12月3日	臭気に関する問い合わせが9件相次ぐ
12月4日	外部検査機関に検査を依頼
12月13日	キシレン、エチルベンゼン、酢酸エチルなどを検出
12月27日	残留農薬検査の結果、「マラチオン」を検出
12月29日	記者会見、商品回収を発表 (一度にコロッケを60個食べないと発症しない。)
12月31日	第二回記者会見 (一度にコロッケ1/8個で吐き気等を起こす可能性あり。)
2014年 1月25日	犯人逮捕

Food Safety

食品安全

検査で対応可能

- ・偶発的
- ・低濃度
- ・担当官庁(監視指導)
- ・サンプリングで検証可能
- ・従来からの対策で対応可能

Food Defense

食品防御

検査で対応不可能

- ・意図的
- ・高濃度(致死量)
- ・警察(犯罪捜査)
- ・サンプリングでは摘発不可能
- ・悪意を持ち、予想外の攻撃を仕掛けてくるため、予測・対応は難しい。

食品犯罪

食品防衛対策ガイドラインの位置づけ

目的

より多くの食品関係事業者が人為的な食品汚染の危険性に関心を持ち、現実的に可能な対策を検討できるようにすること

特徴

法的な規制や強制力を伴うものではなく、各食品工場において、その規模や人的資源等の諸条件を勘案しながら実現可能な対策の確認」や「対策の必要性に関する気づきを得る」ために活用されることを期待

入手方法

日本食品衛生協会のホームページからダウンロード可能
http://www.n-shokuei.jp/topics/info_guideline.html

東京都健康安全研究センター フードディフェンスに関するパネルディスカッション

- 1 フードディフェンスに関するアンケート調査結果について
健康安全研究センター食品監視第一課 寺村 渉
- 2 キューピー(株)のフードディフェンスに関する取組みについて
キューピー(株)品質保証本部長 松本浩樹
- 3 消費者の立場から見たアクリフーズ事件について
消費生活アドバイザー 瀬古博子
- 4 食品犯罪に対する危機管理対応について
デロイトトーマツリスクサービス シニアマネージャー 亀井将博

